

公開

平成30年度第1回 医道審議会 医師分科会 医師臨床研修部会
議事次第

平成30年7月26日(木)
16時00分～18時00分
全国都市会館第1会議室

○ 開 会

○ 議 事

1. 被災地における基幹型臨床研修病院の指定継続について
2. 地域枠学生への対応(案)について
3. その他

○ 閉 会

資 料

- 資料1 被災地における基幹型臨床研修病院の指定継続の考え方について
- 資料2 臨床研修中に従事要件等がある地域枠学生の採用状況について
- 資料3 従事要件等と研修プログラムに齟齬がある研修希望者を採用した医療機関への対応方針に関する論点について(案)

参考資料

- 参考資料1 医道審議会医師分科会医師臨床研修部会委員名簿
- 参考資料2 被災地における基幹型臨床研修病院の指定の考え方について(医師臨床研修部会(平成24年8月22日))
- 参考資料3 今後のスケジュール(熊本市民病院)
- 参考資料4 熊本市民病院の基幹型臨床研修病院指定継続に関する要望書
- 参考資料5 平成30年7月豪雨に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱について

参考資料6 臨床研修制度における地域枠医師への対応(案)

参考資料7 臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について

資料 1

被災地における基幹型臨床研修病院の指定継続の考え方について

平成28年熊本地震の被災地における基幹型臨床研修病院の指定継続に係る考え方は、以下のとおりとはどうか。

[考え方]

基幹型臨床研修病院の指定基準の一部を満たしていない場合であっても、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」第2条第1項の特定非常災害として平成28年熊本地震による災害が指定されている状況を鑑み、以下の項目を全て満たすことを条件として、期限付きで基幹型臨床研修病院の指定継続を認める。

- ① これまで研修医を受け入れた実績が十分にあり、被災地県内における基幹型臨床研修病院として不可欠な役割を担っていると都道府県が評価していること。
- ② 災害時医療に関する研修が研修プログラムに盛り込まれていること。
- ③ 基幹型臨床研修病院の指定継続を承認する期間は、原則として2年間とし、その後については、復興の状況等に鑑み改めて検討すること。
- ④ 承認期間経過後、上記③について確認するため、訪問調査を実施すること。
- ⑤ 上記④の訪問調査の結果、適切な指導体制が確保できない、又は研修医が基本的な診療能力を修得することができないと判断された場合には、医道審議会（医師臨床研修部会）の意見を聴いた上で、当該指定を取り消す場合があること。
- ⑥ 当該特例措置は、熊本県に所在する基幹型臨床研修病院に限り対象とすること。

なお、本取扱いについては、追って関係方面に通知を发出し周知することとする。

(参考)

○ 基幹型臨床研修病院の主な指定基準等（抜粋）

- ・ 基本理念にのっとった研修プログラム
- ・ 医療法施行規則に規定する員数の医師
- ・ 必要な診療科の設置
- ・ 救急医療の提供
- ・ 必要な症例数（年間入院患者数3,000人以上）
- ・ 臨床病理検討会（CPC）の適切な開催
- ・ 必要な施設及び設備
- ・ プログラム責任者、指導医の適切な配置 等

※ 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成21年4月28日公布 厚生労働省令第105号）附則の規定により、基幹型臨床研修病院とみなされた単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院については、平成24年4月1日以降、2年連続で必要な症例数（年間入院患者数3,000人以上）の基準を適合しない場合であっても、個別の訪問調査等により、指定継続することが可能。

※ 災害等やむを得ない理由により（年間入院患者数3,000人以上）の指定基準を2年以上にわたり適合しない場合であっても、研修医が在籍しており、入院患者の数が年間2,700人以上である場合には、個別の訪問調査等により、指定を継続することが可能。

○ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）概要

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、下記の措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合に、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定め、あわせて下記の措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定するもの。

ア. 行政上の権利利益に係る満了日の延長（第三条関係）

例）運転免許証の有効期限の延長等

イ. 期限内に履行されなかった義務に係る免責（第四条関係）等

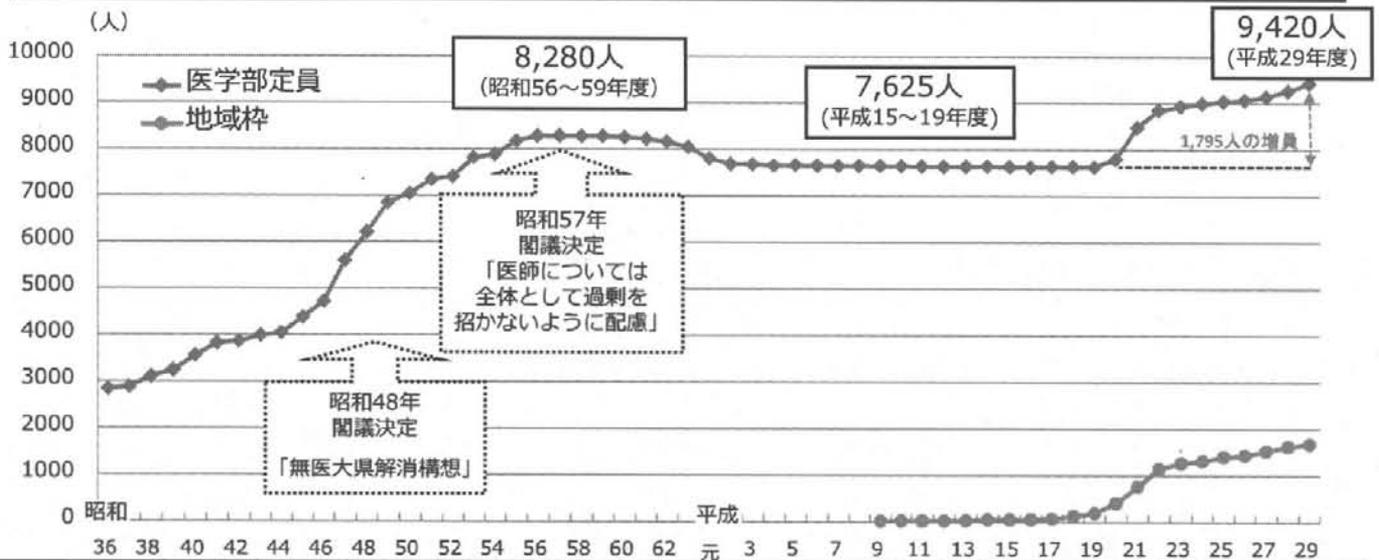
例）薬局の休業止等の届出等

臨床研修中に従事要件等がある地域枠学生の採用状況について

医学部入学定員と地域枠の年次推移

- 平成20年度以降、医学部の入学定員を過去最大規模まで増員。
- 医学部定員に占める地域枠*の数・割合も、増加してきている。
(平成19年度183人(2.4%) →平成29年1674人(17.8%))

地域枠*：地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠であり、奨学金の有無を問わない。



	昭和36	昭和38	昭和40	昭和42	昭和44	昭和46	昭和48	昭和50	昭和52	昭和54	昭和56	昭和58	昭和60	昭和62	平成元	平成3	平成5	平成7	平成9	平成11	平成13	平成15	平成17	平成19	平成21	平成23	平成25	平成27	平成29
医学部定員	7625	7625	7625	7793	8486	8846	8923	8991	9041	9069	9134	9262	9420																
地域枠	64	129	183	403	749	1141	1257	1309	1400	1427	1525	1617	1674																
地域枠の割合	0.8%	1.7%	2.4%	5.2%	8.8%	12.9%	14.1%	14.6%	15.5%	15.7%	16.7%	17.5%	17.8%																

地域枠の人数については、文部科学省医学教育課調べ

地域の医師確保を目的とした都道府県地域枠（概要）

○【地域枠】（平成22年度より都道府県の地域医療再生計画等に位置付けた医学部定員増）

- 〈1〉 大学医学部が設定する「地域医療等に従事する明確な意思をもった学生の選抜枠」
- 〈2〉 都道府県が設定する奨学金の受給が要件
 - ※入試時に選抜枠を設定せず、入学後に学生を選抜する場合もあり
 - ※学生の出身地にとられず、全国から募集する場合もあり

医学教育（6年間）

奨学金の例

※貸与額及び返還免除要件については、各都道府県がその実情に応じて、独自に設定。

1. 貸与額

- 月額10～15万円
 - ※入学金等や授業料など別途支給の場合あり
 - 6年間で概ね1200万円前後
 - ※私立大学医学生等には、別途加算の場合あり
- （参考）全学部平均の学生の生活費（授業料含む）は
 国公立大学で約140万/年、私立大学で約200万/年
出典（独）日本学生支援機構 学生生活調査（平成20年度）

2. 返還免除要件

- 医師免許取得後、下記のような条件で医師として貸与期間の概ね1.5倍（9年間）の期間従事した場合、奨学金の返還が免除される。
 1. 都道府県内の特定の地域や医療機関
 （公的病院、都道府県立病院、市町村立病院、へき地診療所等）
 2. 指定された特定の診療科（産婦人科・小児科等の医師不足診療科）

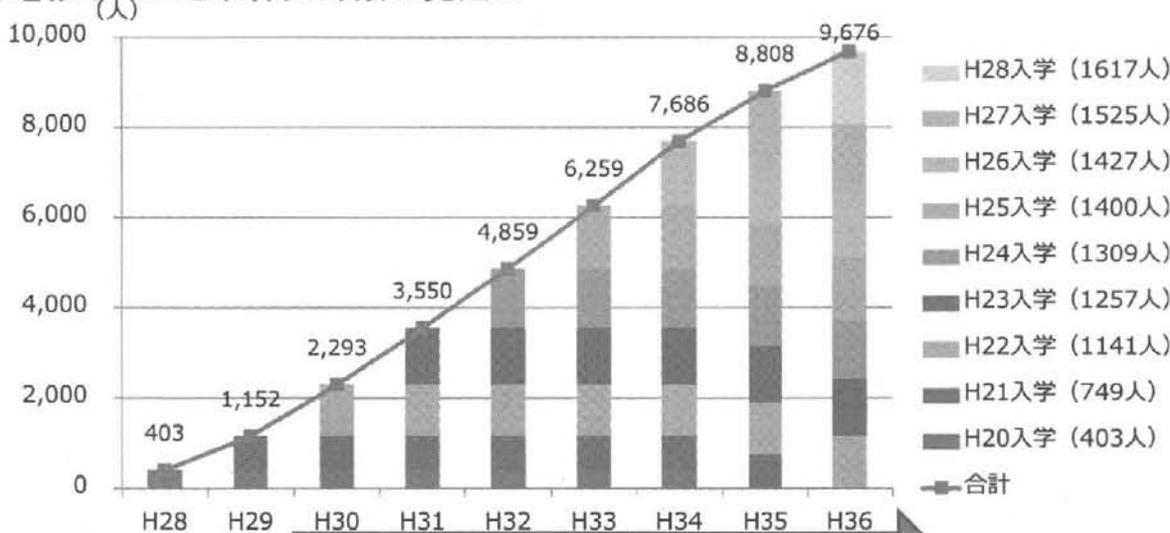
平成28年度以降、新たな医師として地域医療等へ貢献：

- ・平成22年度地域枠入学定員（313名）→平成28年に卒業見込み
- ・平成23年度地域枠入学定員（372名）→平成29年に卒業見込み
- ・平成24年度地域枠入学定員（437名）→平成30年に卒業見込み
- ・平成25年度地域枠入学定員（476名）→平成31年に卒業見込み
- ・平成26年度地域枠入学定員（500名）→平成32年に卒業見込み
- ・平成27年度地域枠入学定員（564名）→平成33年に卒業見込み
- ・平成28年度地域枠入学定員（592名）→平成34年に卒業見込み

臨床研修を修了した地域枠医師数の見込み

- 平成20年度以降の医学部の臨時定員増等による地域枠での入学者が順次卒業し、臨床研修を終え、地域医療に従事し始めている。
- 今後、こうした地域枠医師が順次臨床研修を終え、地域医療に従事する医師が増加することに伴い、地域医療支援センターの派遣調整の対象となる医師の増加が見込まれる。

臨床研修を修了した地域枠医師数の見込み



今後、地域医療に従事する医師が順次増加

※ 地域枠（地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠であり、奨学金の有無を問わない。）の人数については、文部科学省医学教育課調べ。

全体の数には様々な条件による地域枠の医師数が含まれているが、ここでは一律に、卒業後9年目まで地域医療に従事する義務があると仮定し、義務年限終了後は累積人数から除外して、単純に累積医師数を見込んだ。また、留年・中途離脱等は考慮していない。

医学部の臨時定員増の根拠規程

①新医師確保総合対策による、平成20～29年度までの臨時定員増105人



医師の定員に関する関係大臣合意 確認書

(平成18年8月31日 総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣)

医師不足県(青森・岩手・秋田・山形・福島・新潟・山梨・長野・岐阜・三重)及び自治医科大学において、平成20年度から最大10年間に限り、10名を限度として定員増を容認する。

②緊急医師確保対策による、平成20・21～29年度までの臨時定員増212人



「緊急医師確保対策」に関する取組について

(平成19年8月30日 地域医療に関する関係省庁連絡会議(※))

※厚生労働省、総務省、文部科学省の局長級の会議

全都道府県を対象に、最大5名まで(ただし、北海道は15名まで)、平成20・21年度から平成29年度までの臨時定員増を容認する。

③平成22～31年度までの臨時定員増676人(平成28年時点)



大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準

(平成十五年文部科学省告示第四十五号)

平成22年度以降に期間(平成31年度入学者分まで)を付して医学部に係る収容定員増を行おうとする場合、地域枠、研究医枠、歯学部振替枠に限り定員増を認可する。

※「経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日閣議決定)」「新成長戦略(平成22年6月18日)」における医師養成数増加の方針を元に、文部科学省の告示を改正。

※ なお、文部科学省高等教育局長、厚生労働省医政局長の通知により、地域枠の入学定員増は、各都道府県につき毎年原則10名を上限とされている。

4

地域枠を活用した医師偏在対策(平成24年4月入学生)

○【地域枠】とは、

各大学は地域医療等に従事する明確な意思を持った学生を選抜するための枠(地元出身者のための選抜枠、出身地にかかわらず地域医療に従事する意思を有する者を対象とした選抜枠等)を定員の中に設けており、本人の同意を得たうえで入学手続きをしている。

地域枠の学生募集要項と資金貸与制度の例

区分	例	学生募集要項 ※一部抜粋		医師養成のための資金貸与制度 ※一部抜粋		
		アドミッションポリシー (学生受入方針)	出願資格及び要件	貸与資格	勤務期間	貸与時、 契約書 取交しの 実施
地域枠 入試	A大学	県内の医師不足を打開するため、将来、県内の地域医療を担う人材	修学資金貸与制度規定に定める一定期間、 県内で診療に従事することを確約できる者等	将来、県の指定する県内のへき地医療拠点病院又はへき地診療所において医師の業務に従事しようとする者	就学資金貸与を受けた2分の3の期間(通常9年間)	あり
	B大学	将来、県の地域医療に貢献しようとする志を持った方	県医師修学資金の貸与を受け取る者等	臨床研修病院等の内科、小児科または産科における専門研修(内科における専門研修専門研修にあっては、大学病院におけるものを除く。)を受け取る者等	貸与を受けた期間の1.5倍の期間(初期臨床研修期間を含む。)	あり

○ 地域枠としての入学については、資金貸与による従事義務に加えて、出願資格等に従事要件の確約等が含まれている。

○ 都道府県が設定する資金貸与制度では、その都道府県内の地域医療に勤務する期間等を定め、契約書を取交し貸与を行っている。

臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について

(平成29年7月31日付医政医発0731第1号厚生労働省医政局医事課長通知)

地域医療への貢献等を目的とした医学部入学定員増等により、いわゆる地域枠の学生等が増加してくるため、基幹型臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際、その地域医療への従事要件等に配慮することについては、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日付け医政発第0612004号）において定めているところである。

本年3月23日に開催された医道審議会医師分科会医師臨床研修部会において、地域枠の学生に係る従事要件等への配慮について、より適正を図る観点から、臨床研修制度における地域枠医師への対応が議論（別紙）されたことを受け、医師臨床研修マッチング参加規約が改正されたところであり、臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について、下記のとおり取りまとめたので、貴局管内の臨床研修病院に対し周知願いたい。

記

- 1 臨床研修病院は、医師臨床研修マッチングの希望順位登録前に研修希望者の臨床研修期間中の地域医療への従事要件等（以下「従事要件等」という。）を必ず確認すること。
- 2 従事要件等が課されている研修希望者は、選考過程において臨床研修病院にその旨を申し出るものであること。
- 3 臨床研修病院は、研修希望者に従事要件等が課されている場合、当該従事要件等と研修プログラムに齟齬がないことを確認した上で医師臨床研修マッチングの希望順位登録を行うこと。
なお、当該従事要件等と研修プログラムに齟齬がある場合には、希望順位登録を行わないこと。
- 4 各都道府県は、従事要件等が課されている研修希望者の氏名、大学名及び従事要件等を記載したリストを作成し、
厚生労働省を経由して、臨床研修病院に情報提供すること。
なお、臨床研修病院は、当該リストを研修希望者の従事要件等の確認のためにのみ使用するものとし、当該目的以外に使用し又は第三者に提供してはならない。
- 5 臨床研修病院は、研修希望者の従事要件等に関して、該当する都道府県に照会することができること。
なお、臨床研修病院は、当該照会により得た情報を研修希望者の従事要件等の確認のためにのみ使用するものとし、当該目的以外に使用し又は第三者に提供してはならない。
- 6 各都道府県は、従事要件等が課されている研修希望者について、採用先医療機関を調べた上で、従事要件等と研修プログラムに齟齬がないことを確認すること。

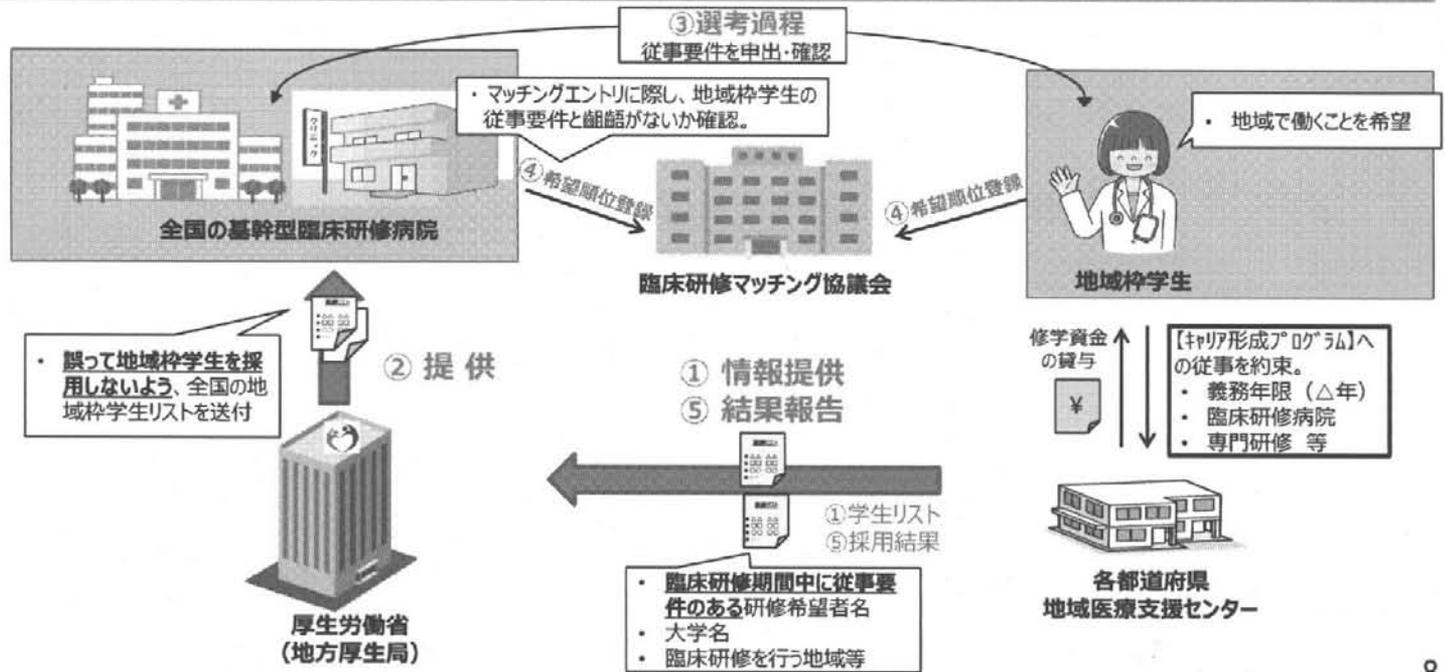
6

平成29年度 研修医マッチングスケジュール

日時	内容確認及び該当者
平成29年 6月 15日	参加登録開始(参加者、参加病院)
平成29年 8月 3日	参加登録締切(参加者、参加病院)
平成29年 9月 7日	希望順位登録受付開始(参加者、参加病院)
平成29年 9月 21日	希望順位登録の追加、修正 中間公表前の締切(参加者)
平成29年 9月 22日	中間公表(参加者、参加病院)
平成29年 10月 5日	希望順位登録の追加、修正 最終締切(参加者、参加病院)
平成29年 10月 19日	オンラインによる組み合わせ決定発表(参加者、参加病院)

臨床研修の選考過程における地域枠学生の従事要件の考慮について

- 地域医療への貢献等を目的とした、いわゆる地域枠の学生等の増加を踏まえ、臨床研修の選考過程において、従事要件への配慮が更に求められている。
- 各都道府県は、従事要件が課されている研修希望者の氏名、大学名及び具体的な従事要件等を記載したリストを作成し、厚生労働省を経由して、臨床研修病院に情報提供する。
- 臨床研修病院は、医師臨床研修マッチングの希望順位登録前に研修希望者の臨床研修期間中の地域医療への従事要件を確認のうえ登録を行う。



臨床研修制度における地域枠医師への対応

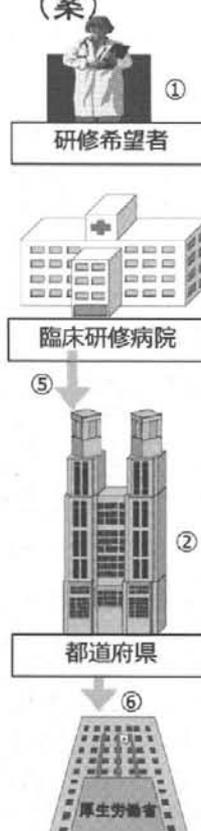
平成29年度～



- ① 従事要件等が課されている研修希望者は、選考過程において臨床研修病院にその旨を申し出る
- ② 各都道府県は、従事要件等が課されている研修希望者の氏名、大学名及び従事要件等を記載したリストを作成し、厚生労働省を経由して、臨床研修病院に情報提供
- ③ 臨床研修病院は、マッチングの希望順位登録前に研修希望者の従事要件等を必ず確認
- ④ 臨床研修病院は、研修希望者に従事要件等が課されている場合、当該従事要件等と研修プログラムに齟齬がないことを確認した上でマッチングの希望順位登録を行う
- ⑤ 臨床研修病院は、研修希望者に従事要件等が課されている場合、該当する都道府県に照会できる
- ⑥ 各都道府県は、従事要件等が課されている研修希望者について、採用先医療機関を調べた上で、従事要件等と研修プログラムに齟齬がないかどうかを確認し、厚生労働省に提出

平成31年度～

(案)



誰が地域枠に該当するかは都道府県から大学へ情報提供する

- ① 従事要件等が課されている研修希望者には、大学から地域枠用のマッチング参加登録用ID(6年生用と既卒者用は別)を配付当該研修希望者は、参加登録手続きの際、従事要件等を入力
- ② 各都道府県は、ログインIDをマッチング協議会より提供を受け①で入力されたデータの従事要件等を確認し、必要があれば追記・修正を行う
- ③ 臨床研修病院は、マッチングの希望順位登録前に研修希望者の従事要件等をシステム上で必ず確認
※氏名等で検索が可能
- ④ 臨床研修病院は、研修希望者に従事要件等が課されている場合、当該従事要件等と研修プログラムに齟齬がないことを確認した上でマッチングの希望順位登録を行う
- ⑤ (変更なし)
- ⑥ (変更なし)

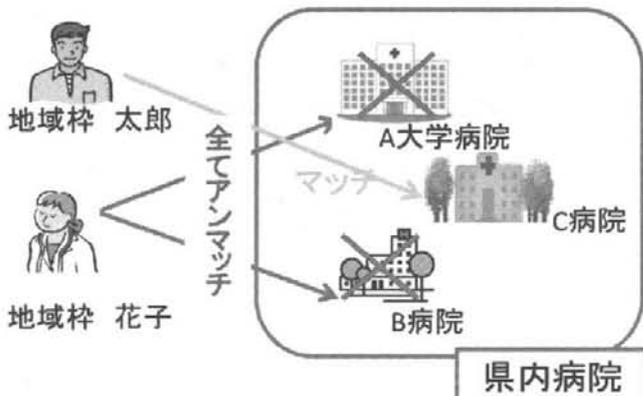
地域枠とマッチング

- 現行では、地域枠や地元出身者とそれ以外の者が同時にマッチングを実施するため、地域枠の医師が、診療義務が課せられた地域での希望病院にマッチできない可能性がある。
- 現行では地域枠学生も、マッチングに参加して臨床研修を行う病院を決定。
(一般枠学生と同様の扱い)

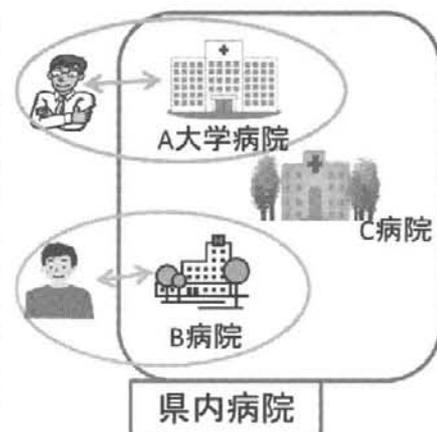
※例外：自治医科大学と防衛医科大学校

・マッチングに参加せず、研修を行う病院を個別に調整して決定

マッチング(現行)

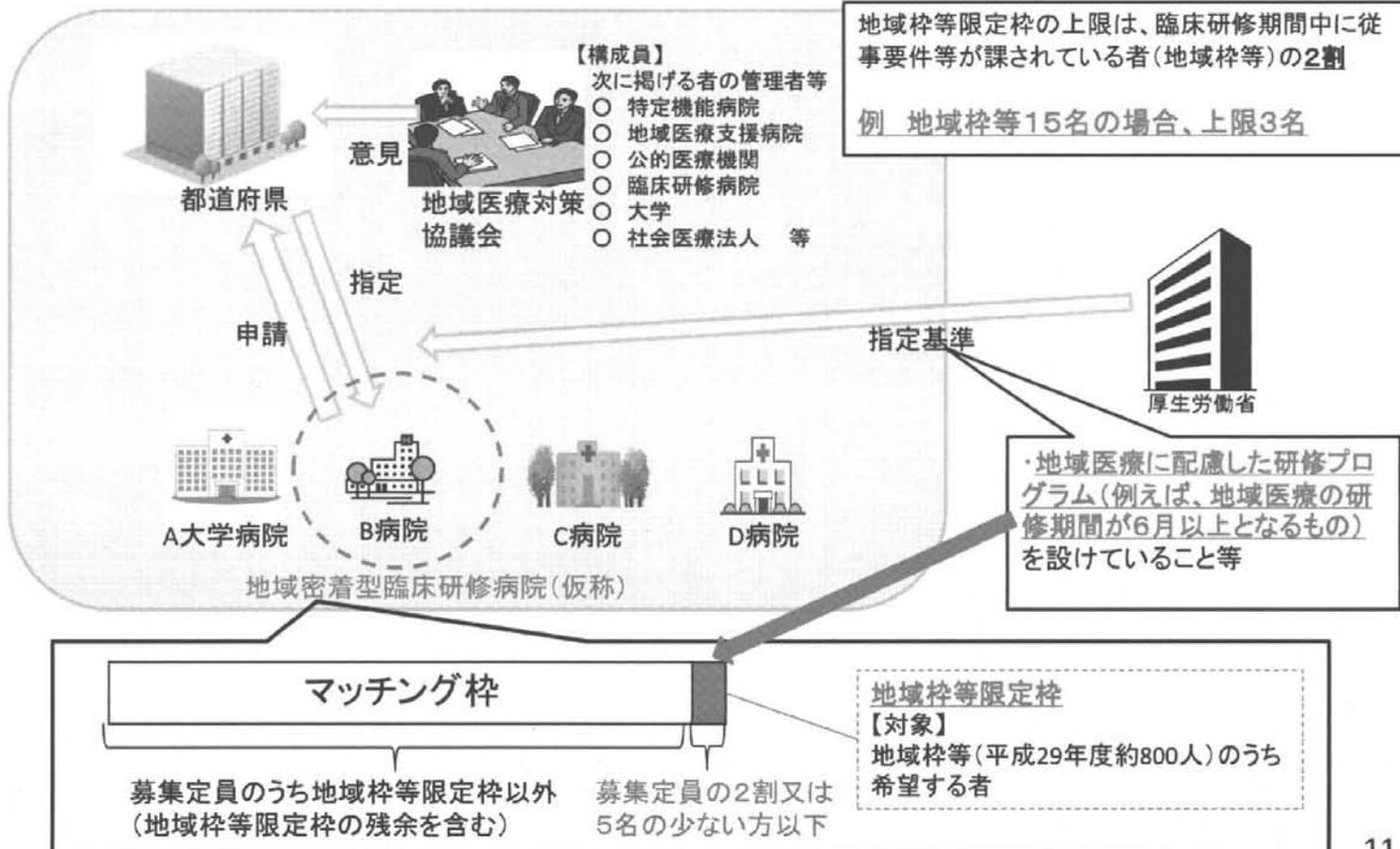


学生	マッチング結果	進路
太郎	指定された研修病院にマッチ	・マッチしたC病院へ
花子	指定された研修病院にアンマッチ	・2次募集等



※自治医科大学、防衛医科大学校が対象
(マッチング前に病院を決定)

地域密着型臨床研修病院(仮称)における地域枠等限定選考(イメージ)



地域枠限定選考に関するスケジュール（イメージ）

- 都道府県が指定する地域密着型病院（仮称）において、マッチングの前に募集定員の一部に限り、地域枠限定選考を実施

時 期	都道府県・協議会	地域密着型病院 （仮称）	他の臨床研修病院	研修希望者 （地域枠）	研修希望者 （地域枠以外）
3月		地域密着型病院 （仮称）申請			
4月	地域密着型病院 （仮称）指定				
5月		地域枠限定選考		（希望する場合は） 地域枠限定応募	
6月		参加登録開始（～8月）			
9月		希望順位登録開始（～10月）			
10月		マッチング組み合わせ結果発表			
		仮契約			
～翌年3月		（募集定員に空きがあれば）二次募集 採用		（採用されていない場合は）応募	
翌年4月		臨床研修開始			

12

臨床研修中に地域医療への従事要件等が課されている研修希望者に係る採用結果 （平成30年度開始の臨床研修）

- 臨床研修中に従事要件があり、地域枠を離脱した者において、9名が従事要件外で研修中となっている。

	地域枠制度利用者 805	
	臨床研修中に従事要件あり 764 (100%)	臨床研修中に従事要件なし 41 (100%)
従事要件に従って研修中	702 (91.9%)	38 (92.7%)
従事要件に従って研修していない	62 (8.1%)	3 (7.3%)
地域枠離脱者	10 (1.3%) 国試不合格者※ (1) 従事要件外で研修中 (9)	2 (4.9%) 地域枠を離脱した上で研修中 (2)
地域枠非離脱者	52 (6.8%) 国試不合格者 (41) 卒試不合格者 (9) 既卒（病気療養中） (1) 無期停学 (1)	1 (2.4%) 卒試不合格者 (1)

※ 2年連続不合格により、制度から離脱

出典：「臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項などについて」（平成29年7月31日付け医政医発0731第1号）に基づく報告

13

採用にいたる経緯や都道府県からの意見について

＜採用にいたる経緯＞ n=9

病院側の採用理由	本人の離脱理由 (都道府県への申告)	地域枠の離脱時期
<ul style="list-style-type: none"> ・本人から地域枠離脱について申告があったため(7) ・地域枠であることを確認できなかったため(1) ・制度の誤認識のため(1)※1 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己都合(希望する研修、実家、結婚等)(7) ・健康上の問題(2) 	採用決定前に離脱(3)※2 採用決定後に離脱(6)

※1 実際は臨床研修中も従事要件が課せられていたが、猶予されていると認識していた

※2 採用試験時には離脱はしていない

＜都道府県からの意見について＞

- 離脱に関しては、県と貸与者とは民法に基づき金銭賃借契約を結んだ関係に過ぎず、償還の意志があれば法的に阻止することはできず、認めざるを得ない。一方、地域枠で入学した事実は変わらず、その道義的責任は問われるべき。
- 県及び大学からの問いかけに対して非常に攻撃的な態度をとり、時には県及び大学の発言を隠れて録音するなど、信頼関係が崩壊している状況が続いた。
- 例年、貸与者が志望する病院に対し、志望者の情報を提供し配慮を求めてきたが、今後はより一層県内臨床研修病院に貸与者の採用について協力を求めていきたい。
- マッチング参加規約が改正され初期臨床研修で県外へ出ることが難しくなったため、在学中または初期臨床研修修了後に離脱する意志を表示している者がおり、何らかの対応を検討いただきたい。
- 推薦入試であったため、出身高校に対して地域枠の主旨を理解して推薦してほしい旨の文書を送付し、出身高校からは、推薦を取り消す処理をしたこと、今後、このようなことがないようにするとの謝罪があった。

<現状と課題>

- 各都道府県では、大学医学部に地域枠を設定し、地域医療に従事する強い意志を持った学生(地域枠学生)に対して奨学金を貸与し、将来、特定地域や特定診療科で一定期間従事することを条件に奨学金の返済を免除している。
- 厚生労働省としても、従事要件等と研修プログラムに齟齬がないようにするために、各基幹型臨床研修病院に対して臨床研修期間中に地域医療への従事要件が課されている研修希望者のリストを送付し、従事要件等と研修プログラムに齟齬がある者については、採用希望順位の登録を行わないよう通知しており、従事要件等に反する研修医を採用している場合には、当該医療機関の補助金の減額や採用人数の減員を今後検討するとしているところ。
- しかしながら、平成29年度においては、臨床研修病院が従事要件と研修プログラムに齟齬がある地域枠の者に対して、採用希望順位の登録や二次募集等における採用試験を行い、最終的に採用となった事例が計9名存在した。これらは、マッチング採用希望順位の登録時や採用試験を行った時点では、奨学金を完済していない等により従事要件がかかっていたが、採用決定(マッチング結果発表)前後に奨学金を返済又は返済計画を策定するなどにより、地域枠に係る契約の破棄を行っていた。
- また、地域枠に係る契約は、民法に基づく金銭質借契約のため、償還の意志があれば契約の破棄は可能であるが、地域枠で入学した事実までは抹消できず、地域の医師確保を目的とする地域枠制度の趣旨や入試の出願資格等に従事要件の確約等が含まれていることを鑑み、その道義的責任のあり方については検討すべきではないかといった指摘もある。

<論点>

- 地域枠で入学している者について、県や大学がその地域枠の従事要件からの離脱に合意していない場合には、地域枠制度の趣旨や地域医療の安定的確保を尊重する観点に鑑み、臨床研修病院等が趣旨に反した採用をすることは望ましくない旨を周知することについて、どう考えるか。
- 上記取り組みにも関わらず望ましくない者に対して、希望順位登録や二次募集等における採用を行った臨床研修病院については、医師臨床研修部会でのヒアリングを行った上で、必要に応じて、補助金の減額、採用人数の減員又は指定の取消しを検討することについて、どう考えるか。
- 地域枠の従事要件からの離脱が行われていない研修希望者に対し、臨床研修病院が誤って希望順位登録を行うことができないようシステム等改修を行うことについてどう考えるか。

医道審議会医師分科会医師臨床研修部会委員名簿

氏名 所属・役職

相原 道子 横浜市立大学附属病院長

新井 一 順天堂大学学長

岡村 吉隆 和歌山県立医科大学名誉教授・特別顧問

金丸 吉昌 美郷町地域包括医療局総院長

神野 正博 社会医療法人財団董仙会理事長

○ 桐野 高明 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館理事長

河野 陽一 独立行政法人労働者健康福祉機構千葉労災病院長

清水 貴子 社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷浜松病院
顧問

中島 豊爾 岡山県精神科医療センター理事長

羽鳥 裕 公益社団法人 日本医師会常任理事

○印は部会長

(五十音順)

被災地における基幹型臨床研修病院の指定の考え方について

東日本大震災の被災地の病院より基幹型臨床研修病院としての指定申請がなされた場合の指定に係る考え方は、以下のとおりとする。

【考え方】

指定基準の一部を満たしていない場合であっても、震災復興下における災害時医療の研修という視点から、当分の間、以下を条件とし、特例的に基幹型臨床研修病院としての指定を認めるものとする。

その際、研修医が当該病院において原則2年間で臨床研修の基本理念に則った研修を修了できるものであることを前提とする。

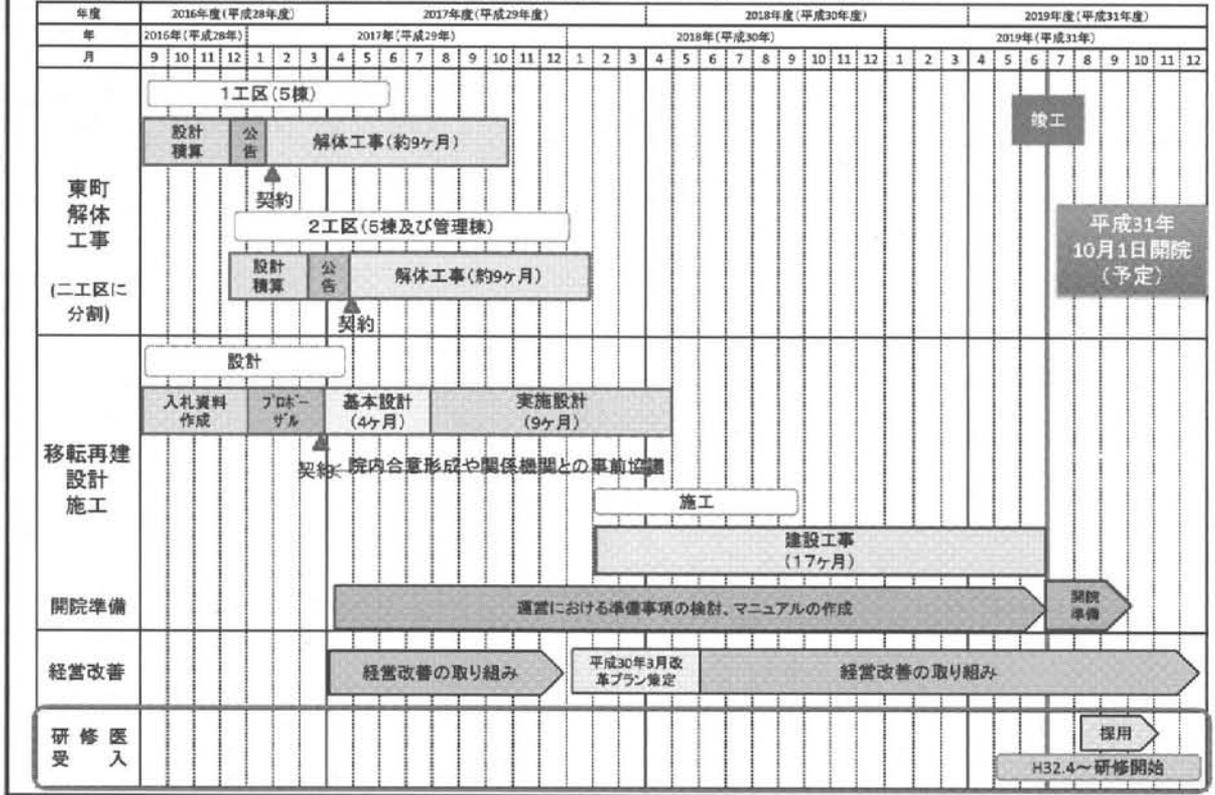
- ① 協力型臨床研修病院の全面的な支援が得られること（別紙参照）。
- ② 災害時医療に関する研修が研修プログラムに盛り込まれていること。
- ③ 当該病院が、協力型臨床研修病院として、研修医を受け入れた実績があること。
- ④ 基幹型臨床研修病院として指定する期間は、原則として2年間とし、その後については、復興の状況等に鑑み改めて検討すること。
- ⑤ 指定後、上記①について確認するため、訪問調査を実施すること。
- ⑥ 上記⑤の訪問調査の結果、適切な指導体制が確保できない、又は研修医が基本的な診療能力を修得することができないと判断された場合には、医道審議会（医師臨床研修部会）の意見を聴いた上で、当該指定を取り消す場合があること。
- ⑦ 当該特例措置は、岩手県、宮城県、福島県に所在する病院を対象とすること。

なお、本取扱いについては、追って関係方面に通知を発出し周知することとする。

【今後のスケジュール】

参考資料3

平成31年10月1日(予定)の開院を目指し、関係者と協議をしながら設計・施工を進めていく。



参考資料 4

医道審議会医師分科会医師臨床研修部会長 様

熊本市民病院の基幹型臨床研修病院指定継続に関する要望書

熊本市民病院は、平成28年4月に発生した「平成28年熊本地震」により病棟の天井や壁の一部崩落など甚大な被害を受けたことから、現在入院医療を大幅に縮小しており、平成31年秋頃の移転先での新病院開設及び平成32年度からの初期臨床研修医の受け入れ再開を目指しています。

同病院は、総合周産期母子医療などの政策医療を担うとともに、基幹型臨床研修病院として、地震前の平成27年度までは、毎年度5名程度の初期臨床研修医を受け入れ、その大半は初期臨床研修修了後も県内で勤務するなど、本県の地域医療の中核的な総合病院として大きな役割を担ってきました。

同病院には、病院再建後においても引き続き、本県の地域医療を支える医師の確保や育成に大きな役割を果たしていただく必要があり、熊本市民病院の基幹型臨床研修病院の指定継続を要望します。

平成30年7月

熊本県知事 蒲島郁夫



事務連絡
平成 30 年 7 月 13 日

各
都道府県医務主管課
都道府県薬務主管課
地方厚生(支)局医療課
地方厚生(支)局医事課
御中

厚生労働省医政局
医薬・生活衛生局
保険局

平成 30 年 7 月豪雨に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱いについて

平素より厚生労働行政にご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、平成 30 年 7 月豪雨に伴う水害等により、別紙に掲げる医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 24 条の診療録等の文書が滅失した場合の取扱いについては、別添「文書保存に係る取扱いについて(医療分野)」(平成 23 年 3 月 31 日付け厚生労働省医政局・医薬食品局・保険局事務連絡。以下「平成 23 年事務連絡」という。)における平成 23 年事務連絡別紙に掲げる文書についての取扱いと同様とするので、貴課におかれてはこれを御了知いただくとともに、必要に応じ、管下の市区町村(保健所設置市を含む。)、関係機関、関係団体及び医療機関等への周知をお願いいたします。

なお、滅失した文書の有無の確認や、本事務連絡に基づく対応については、直ちに実施を求めるものではなく、医療機関等の復旧作業に着手可能な状況になった段階で実施することとして差し支えないことを申し添えます。

以上

(別紙)

- ① 医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 24 条の診療録
- ② 歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)第 23 条の診療録
- ③ 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 42 条の助産録
- ④ 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 21 条第 1 項第 9 号、第 22 条第 2 号及び第 22 条の 2 第 3 号の診療に関する諸記録並びに第 22 条第 3 号及び第 22 条の 2 第 4 号の病院の管理及び運営に関する諸記録
- ⑤ 医療法第 46 条第 2 項の財産目録、第 51 条の 4 第 1 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に規定されている書類、同条第 2 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定されている書類、同条第 3 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定されている書類
- ⑥ 医療法第 46 条の 3 の 6 において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。)第 57 条第 2 項に規定されている議事録及び同条第 3 項に規定されている議事録の写し、第 46 条の 4 の 7 において準用する法人法第 193 条第 2 項に規定されている議事録及び同条第 3 項に規定されている議事録の写し、第 46 条の 7 の 2 第 1 項において準用する法人法第 97 条第 1 項に規定されている議事録、第 54 条の 7 において読み替えて準用する会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 684 条第 1 項に規定されている社会医療法人債原簿及び会社法第 731 条第 2 項に規定されている議事録並びに第 58 条の 3 第 2 項(第 59 条の 2 において準用する場合を含む。)及び同法第 60 条の 4 第 2 項(第 61 条の 3 において準用する場合を含む。)に規定されている書類
- ⑦ 覚せい剤取締法(昭和 26 年法律第 252 号)第 18 条第 1 項の譲渡証、第 28 条第 1 項の帳簿、第 30 条の 10 第 1 項の譲渡証
- ⑧ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和 28 年法律第 14 号)第 32 条第 1 項の譲渡証、第 38 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の帳簿並びに第 50 条の 23 第 2 項の記録
- ⑨ 歯科技工士法(昭和 30 年法律第 168 号)第 19 条の指示書
- ⑩ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律 145 号)第 46 条第 1 項の毒薬及び劇薬の譲渡に係る文書、第 49 条第 2 項の処方せん医薬品の販売等に係る帳簿、第 68 条の 7 第 3 項及び第 4 項の再生医療等製品に関する記録並びに第 68 条の 22 第 3 項及び第 4 項の特定生物由来製品に関する記録
- ⑪ 薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)第 27 条の処方せん及び第 28 条の調剤録
- ⑫ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和 62 年法律第 29 号)第 11 条の診療録、第 12 条の助産録、第 14 条の救急救命処置録及び第 15 条の指示書
- ⑬ 救急救命士法(平成 3 年法律第 36 号)第 46 条の救急救命処置録
- ⑭ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成 25 年法律第 85 号)第 16 条第 1 項の再生医療等に関する記録及び第 45 条の特定細胞加工物の製造に関する記録

事務連絡
平成23年3月31日

- ⑮ 臨床研究法（平成29年法律第16号）第12条の記録
- ⑯ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の21及び第30条の22第1項の記録並びに第30条の23第1項及び第2項の帳簿
- ⑰ 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第9条の診療録等
- ⑱ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第6条の調剤録及び処方せん
- ⑲ 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条の3の書類
- ㉑ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第13条の薬局の管理に関する帳簿、第14条の医薬品の購入等に関する記録
- ㉒ 歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第46号）第18条の歯科衛生士の業務記録
- ㉓ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）第26条の12、第34条及び第41条第2項の記録
- ㉔ 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第18条の帳簿
- ㉕ 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成17年厚生労働省令第36号）第45条、第53条及び第61条第2項の記録
- ㉖ 歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成17年厚生労働省令第103号）第18条の帳簿
- ㉗ 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成26年厚生労働省令第89号）第45条、第53条及び第61条第2項の記録
- ㉘ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第110号）第7条第8号の代諾者の同意に関する記録及び代諾者と細胞提供者との関係についての記録、第14条第2項の代諾者の同意に関する記録及び代諾者と再生医療等を受ける者との関係についての記録、第34条第3項において保管を求める再生医療等提供計画、同意に係る文書及び特定細胞加工物概要書、第67条第1項の帳簿、第71条第1項の審査等業務の過程に関する記録及び同条第2項で保存を求める再生医療等提供計画並びに第4章に規定する文書及び記録
- ㉙ 臨床研究法施行規則（平成30年厚生労働省令第17号）第37条第1項及び同条第2項の記録、第51条第2項の代諾者の同意に関する記録及び代諾者と特定臨床研究の対象者との関係についての記録、第53条第2項各号に掲げる書類及び同条第3項の記録、第62条第1項の記録、第83条第1項の帳簿並びに第85条第2項及び第3項の文書

各

都道府県医務主管課
都道府県業務主管課
地方厚生（支）局医療課
地方厚生（支）局医事課

御中

厚生労働省医政局
医薬食品局
保険局

文書保存に係る取扱いについて（医療分野）

今般の東北地方太平洋沖地震の発生に伴う建物の破損等により、関係法令において診療を行った際に作成し、一定期間保存すべきとされている文書等が失われた事例が想定される。

こうした事例については以下のとおり取り扱うこととするので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方お願いする。

なお、滅失した文書の有無の確認及び本事務連絡に基づく対応については、直ちに実施することを求めるものではなく、医療機関等の復旧作業に着手可能な状況になった段階で実施することとして差し支えないことを申し添える。

記

1. 震災により診療録等を滅失した場合の取扱い

- (1) 別紙に掲げる文書（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）等に基づき書面に代えて電磁的記録により保存を行うことができることとされて

いる文書については電磁的記録を含む。以下「診療録等」という。)については、関係法令に基づき、医療機関等における保存が義務づけられている。

診療録等について、医療機関等において適切な管理の下保存していたにもかかわらず、今般の震災によりやむを得ず滅失した場合（電磁的記録により保存を行っている医療機関等にあつては電磁的記録の出力が不可能となった場合を含む。以下同じ。）には、関係法令に基づく保存義務違反には当たらないものと解すること。

なお、診療録等の一部に限り滅失した場合には、滅失していない部分について、引き続き、関係法令に基づき、適切に保存を行うこと。

また、別紙⑤の文書については、当該文書の全部又は一部を滅失した場合、医療法人は、滅失した文書の写しを都道府県又は厚生労働省から取り寄せ、保存すること。ただし、今般の震災により都道府県又は厚生労働省においてやむを得ず当該写しを滅失した場合にあつてはこの限りでないこと。

(2) 診療録等の全部又は一部を滅失した場合、医療機関等は、保存を行っていた場所、滅失した理由、滅失した文書の名称（一部を滅失した場合にはその範囲を含む。）等を記録した文書を作成し、保存すること。

(3) 電磁的記録の出力が不可能となった磁気ディスク等については、個人情報の流出等の疑いが生じることのないよう留意の上、廃棄すること。

(4) 診療録等のうち、患者の身体状況、病状、治療等について作成された文書を滅失した場合は、医療法第1条の4第2項や「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知の別添）の趣旨を踏まえ、患者が来診した際にその旨を適切に説明するなど、医療従事者等と患者等との信頼関係の構築に向けて取り組むよう努めること。

2. 診療録等の保存場所に係る取扱い

医療機関等の中には、「診療録等の保存を行う場所について」（平成14年医政発第0329003号・保発第0329001号厚生労働省医政局長・保険局長連名通知）において示された基準（以下「外部保存基準」という。）に従って、診療録等の外部保存（作成した医療機関等以外の場所におけ

る保存をいう。以下同じ。）を行っている施設もあるものと考えられる。

今般の震災に伴い、建物の破損等により、医療機関等において診療録等の保存を行う場所の確保、又は、外部保存基準を満たす施設の確保が困難となった場合には、以下の基準を満たした上で診療録等の外部保存（電気通信回線を通じて行うものを除く。）を行って差し支えないこと。ただし、医療機関等において診療録等の保存を行う場所の確保、又は、外部保存基準を満たす施設の確保が可能となった場合には、速やかに保存場所を変更すること。

なお、電気通信回線を通じて行う診療録等の外部保存については、通常どおり、外部保存基準を満たす必要があること。

- (1) 診療録等が診療の用に供するものであることにかんがみ、必要に応じて利用できる体制を確保しておくこと。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守する等により、患者のプライバシー保護に十分留意し、個人情報の保護が担保されること。
- (3) 外部保存は、診療録等の保存の義務を有する医療機関等の責任において行うこと。また、事故等が発生した場合における責任の所在を明確にしておくこと。

(別紙)

- ① 医師法(昭和23年法律第201号)第24条の診療録
- ② 歯科医師法(昭和23年法律第202号)第23条の診療録
- ③ 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第42条の助産録
- ④ 医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項第9号、第22条第2号及び第22条の2第3号の診療に関する諸記録並びに第22条第3号及び第22条の2第4号の病院の管理及び運営に関する諸記録
- ⑤ 医療法第46条第2項の財産目録、第51条の2第1項の事業報告書等、監事の監査報告書及び定款又は寄附行為並びに同条第2項の書類及び公認会計士等の監査報告書
- ⑥ 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)第28条第1項の帳簿
- ⑦ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第32条第3項の譲渡証、第38条第1項及び第39条第1項の帳簿並びに第50条の23第2項の記録
- ⑧ 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第19条の指示書
- ⑨ 薬事法(昭和35年法律第145号)第46条第1項の毒薬及び劇薬の譲渡に係る文書、第49条第2項の処方せん医薬品の販売等に係る帳簿並びに第68条の9第3項の生物由来製品に関する記録
- ⑩ 薬剤師法(昭和35年法律第146号)第27条の処方せん及び第28条の調剤録
- ⑪ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)第11条の診療録、第12条の助産録、第14条の救急救命処置録及び第15条の指示書
- ⑫ 救急救命士法(平成3年法律第36号)第46条の救急救命処置録
- ⑬ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の21及び第30条の22第1項の記録並びに第30条の23第1項及び第2項の帳簿
- ⑭ 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第9条の診療録等
- ⑮ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第6条の調剤録及び処方せん
- ⑯ 臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条の3の書類
- ⑰ 薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第13条の薬局の管理に関する帳簿、第14条の医薬品の譲受等に関する記録
- ⑱ 歯科衛生士法施行規則(平成元年厚生省令第46号)第18条の歯科衛

生士の業務記録

- ⑲ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)第26条の12、第34条及び第41条第2項の記録
- ⑳ 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成14年厚生労働省令第158号)第18条の帳簿
- ㉑ 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)第45条、第53条及び第61条第2項の記録
- ㉒ 歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成17年厚生労働省令第103号)第18条の帳簿

臨床研修制度における地域枠医師への対応

参考資料6
平成29年9月27日
臨床研修部会後 資料3

1 地域枠学生情報の共有

(1) マッチングの規約改正^{※1}

ア 地域医療への従事要件等^{※2}が課されている研修希望者は、選考過程において臨床研修病院にその旨を申し出る

※1 医師臨床研修マッチング協議会に改正を依頼。また、マッチングの登録時に地域枠であることを登録できないか、システム改修の検討予定。

※2 臨床研修期間中の従事要件等が課せられている者に限る。以下同じ。

イ 各都道府県は、従事要件等が課されている研修希望者について、氏名、大学名及び従事要件等を記載したリストを作成し、厚生労働省を經由して、臨床研修病院に情報提供する

(2) 臨床研修病院は、研修希望者の従事要件等に関して、該当する都道府県に照会することができる

2 臨床研修病院に対する依頼

(1) マッチングの希望順位登録前に、研修希望者の従事要件等を必ず確認する

(2) 研修希望者に従事要件等が課されている場合、当該従事要件等と研修プログラムに齟齬がないことを確認した上で希望順位登録を行う

(当該従事要件等と研修プログラムに齟齬がある場合には、希望順位登録を行わない)

3 地域枠医師のフォロー

(1) 各都道府県は、従事要件等が課されている研修希望者について、採用先医療機関を調べた上で、従事要件等と研修プログラムに齟齬がないことを確認し、毎年4月末日までに厚生労働省に提出する

(2) 臨床研修病院が、従事要件等に反する研修医を採用している場合、制度から逸脱した程度に応じて、当該病院に対する臨床研修費補助金を減額する[※]こととする。なお、減額を開始する時期については、十分な周知期間をとり、平成31年度とする。

※ 当該病院の募集定員の削減も含む

医政医発 0731 第 1 号
平成 29 年 7 月 31 日

各地方厚生局長 殿

厚生労働省医政局医事課長
(公 印 省 略)

臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について

地域医療への貢献等を目的とした医学部入学定員増等により、いわゆる地域枠の学生等が増加してくるため、基幹型臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際、その地域医療への従事要件等に配慮することについては、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号）において定めているところである。

本年 3 月 23 日に開催された医道審議会医師分科会医師臨床研修部会において、地域枠の学生に係る従事要件等への配慮について、より適正を図る観点から、臨床研修制度における地域枠医師への対応が議論（別紙）されたことを受け、医師臨床研修マッチング参加規約が改正されたところであり、臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について、下記のとおり取りまとめたので、貴局管内の臨床研修病院に対し周知願いたい。

記

- 1 臨床研修病院は、医師臨床研修マッチングの希望順位登録前に研修希望者の臨床研修期間中の地域医療への従事要件等（以下「従事要件等」という。）を必ず確認すること。
- 2 従事要件等が課されている研修希望者は、選考過程において臨床研修病院にその旨を申し出るものであること。
- 3 臨床研修病院は、研修希望者に従事要件等が課されている場合、当該従事要件等と

研修プログラムに齟齬がないことを確認した上で医師臨床研修マッチングの希望順位登録を行うこと。

なお、当該従事要件等と研修プログラムに齟齬がある場合には、希望順位登録を行わないこと。

- 4 各都道府県は、従事要件等が課されている研修希望者の氏名、大学名及び従事要件等を記載したリストを作成し、厚生労働省を経由して、臨床研修病院に情報提供すること。

なお、臨床研修病院は、当該リストを研修希望者の従事要件等の確認のためにのみ使用するものとし、当該目的以外に使用し又は第三者に提供してはならない。

- 5 臨床研修病院は、研修希望者の従事要件等に関して、該当する都道府県に照会することができること。

なお、臨床研修病院は、当該照会により得た情報を研修希望者の従事要件等の確認のためにのみ使用するものとし、当該目的以外に使用し又は第三者に提供してはならない。

- 6 各都道府県は、従事要件等が課されている研修希望者について、採用先医療機関を調べた上で、従事要件等と研修プログラムに齟齬がないことを確認すること。

(別紙)

平成 29 年 3 月 23 日 医師臨床研修部会資料

臨床研修制度における地域枠医師への対応 (案)

1. 地域枠学生情報の共有

・ マッチングの規約改正※1

- (1) 地域枠※2の研修希望者は、選考手続きの過程において病院にその旨を申し出る

※2 臨床研修期間中の義務要件が課せられている者に限る。以下同じ。

- (2) 各都道府県は、マッチングに参加する地域枠学生について、氏名、大学及び義務要件のリストを作成し、厚生労働省を経由して、臨床研修病院に情報提供する

※1 医師臨床研修マッチング協議会に改正を依頼。また、マッチングの登録時に地域枠であることを登録できないか、システム改修の検討も依頼予定。

- ・ 臨床研修病院は、研修希望者が地域枠の場合に、該当する都道府県に照会できる

2. 臨床研修病院に対する依頼

- ・ マッチング前に、研修希望者が地域枠であるかどうかを確認
- ・ 研修希望者が地域枠の場合、義務履行要件と研修プログラムに齟齬がないかどうかを確認した上で順位登録

3. 地域枠医師のフォロー

- ・ 各都道府県は、臨床研修を開始する地域枠医師について、採用先病院を調べた上で、義務履行要件と研修プログラムに齟齬がないかどうかを確認し、厚生労働省に提出
- ・ 臨床研修病院が、義務履行要件に反する研修医を採用している場合、当該病院に対する臨床研修費補助金を減額することとする※

※ 平成 29 年度から、補助金の目的に、地域における医師不足の是正を追加

※ 今後、当該病院の募集定員を削減することも検討

医師臨床研修マッチング参加規約(参加者用)

翌年4月に医師免許を取得して臨床研修を受けようとする者及び平成16年4月以降に医師免許を取得したが、臨床研修未実施で臨床研修を受けようとする私(マッチングに成立した病院に就職しなかった者を除く)(以下参加者)は、医師臨床研修マッチング協議会(以下、協議会)が実施する医師臨床研修マッチング(以下、研修医マッチング)への参加にあたって、研修医マッチングが、参加者と臨床研修を行う病院(以下、参加病院)の研修プログラムとの組み合わせを参加者及び参加病院の希望を踏まえて、一定の規則(アルゴリズム)に従ってコンピュータを用いて決定するものであることを理解し、下記の規約事項を遵守することに同意した上で、参加いたします。

規約事項

- 参加者は、協議会が公表するスケジュールに従って手続きを行うこと。
- 参加者は、研修医マッチングに参加するにあたり、附則に示すホームページ運用規定を遵守すること。
- 参加者は、自己のメールアドレス(変更した場合はホームページ上で登録内容の変更をすること)を保有し、あらかじめ各大学に貸与している参加登録用ID及びパスワードを利用して、ホームページ上で研修医マッチングへの参加登録をすること。登録後、協議会がホームページ上で貸与するユーザーIDを受け取り、以降これを使って協議会と連絡をとること。
- 参加者は、希望する研修プログラムを有する参加病院が定める選考手続き(応募、面接、試験等)を受けること。その際に、自己のIDを病院に知らせるとともに、当該病院の研修プログラム番号を確認しておくこと。
- 参加者は、地域医療等に従事する明確な意思をもった学生の選抜枠、いわゆる「地域枠」の入学者であって、臨床研修期間中に指定された地域や病院での従事要件が課せられている場合は、選考過程において参加病院にその旨を伝えること。
- 地域枠を設けている都道府県は、参加者のうち、地域枠入学者であって、臨床研修期間中に指定された地域や病院での従事要件が課せられている者の情報(氏名、大学及び従事要件)を、厚生労働省を経由して参加病院に通知する。参加病院は、得た情報を選考過程での参考情報としてのみ用い、また、該当する都道府県に照会する場合がある。
- 参加者は、自己の作成する希望順位表の順位について、参加病院と話し合いをしないこと。
- 参加者は、中間公表の前日までに研修を希望する研修プログラムを記載した希望順位表を作成し、ホームページ上で協議会に提出することが望ましい。ただし、希望順位表に記載できる研修プログラムは、研修プログラムの定める選考手続きを完了したものであること。
- 参加者は、希望順位表の登録・追加・修正を最終締切に完了すること。
- 参加者は、協議会が実施するコンピュータ・マッチング終了後、協議会が研修医マッチングの結果を見ることができるようホームページ上で表示した後、各自のユーザーID、パスワードを用いてログインし、各自の組み合わせ結果を確認すること。その際、組み合わせが決定しなかった参

Copyright(c)2003 公益財団法人医療研修推進財団 All rights reserved.

加者は、空席情報を参考にして空席のある病院の選考を受けることができる。

- 11、参加者は、組み合わせが決定した際には、速やかに当該プログラムを有する参加病院で研修する旨の仮契約を当該病院と結ぶこと。組み合わせが決定した場合には、原則として当該病院以外の病院と仮契約することはできない。
- 12、協議会は、参加者から費用を徴収しない。
- 13、協議会は、臨床研修を行う病院から当該病院が採用しようとしている参加者について、研修医マッチングの結果の照会があった場合には、当該病院に対して、当該参加者の組み合わせが決定しているか否かについて知らせる。
- 14、協議会は、参加者が登録用ID、パスワードまたは個人のユーザーIDを他人に譲渡する等の本規約および附則のホームページ運用規定に違反する行為をした場合には、当該参加者の参加を取り消すことができる。また、その場合、当該参加者について、一定期間研修医マッチングへの参加登録を行えない。
- 15、参加者は、特段の理由(退学等の理由により協議会が承認したもの)なく、研修医マッチングで組み合わせが決定した研修プログラムを有する参加病院と仮契約を結ばなかった場合には、一定期間、研修医マッチングへの参加登録が行えず、参加者支援事業も利用できない。また、当該参加者に研修を受けることを認めた病院は、一定期間、マッチングへの参加登録を行えない場合がある。
- 16、参加者は、協議会の実施する参加者支援事業(各種相談、講習会の開催等)を利用できる。
- 17、協議会は、参加者が参加者支援事業をより利用しやすくするために、参加者が同意した場合には、日本医師会及び参加者の出身大学に、マッチングが成立した者の氏名・連絡先及び組み合わせが決定した病院名及びマッチングが成立しなかった者については氏名・連絡先を通知する。
- 18、研修医マッチングにおいては、参加者と参加病院双方の希望順位に基づいて組み合わせを決定するため、必ずしも希望順位表の上位に記載した研修プログラムと組み合わせが決定するとは限らず、また、組み合わせが決定しないこともあり得る。
- 19、臨床研修病院の指定申請を行っている病院の研修プログラムについては、当該研修プログラムとマッチングが成立した場合であっても、当該病院が指定されなかった場合にはマッチングが成立しなかった取り扱いとなる。
- 20、研修医マッチング全体の結果については、個人情報that判明しない状態で集計して公表することがある。
- 21、コンピュータマッチングの結果、アンマッチで2次募集においても研修病院が決まらなかった参加者は翌年4月1日から始まるマッチングに改めて参加登録が必要である。マッチした参加者については研修期間中は参加者支援事業を受けることができる。
- 22、マッチング事業を適正に遂行するにあたって、必要があると判断した場合は、協議会から大学等に参加者のマッチング参加資格について確認する場合がある。

《メインページへ戻る》